

## 大崎地域の牧草検査について

令和5年4月

宮城県北部家畜保健衛生所

原発事故による放射性セシウムの牧草への影響がでているため、今年も牧草の検査を行います。検査が終了するまで、令和5年産牧草の給与は自粛していただくようお願いします。

### 1. これまでに検査したことのある牧草地は以下の区分で検査します。

この検査の結果が出るまでは、牧草の給与は自粛してください。

モニタリング検査の結果は6月以降にお知らせする予定です。

また、検査状況は当所のホームページにも随時掲載する予定です。

市町名 (牧草地の場所)		検査方法	備考
大崎市		モニタリング検査 (抽出検査)	地域ごとに3点ずつ検査を行います。 検査の結果、基準値を下回れば地域ごとに 利用が可能となります。 
色麻町			
加美町			
涌谷町			
美里町	旧小牛田町	検査は不要	牧草の給与は可能です。
	旧南郷町		

※永年生牧草地が検査対象です。(単年生牧草は対象外)

### 2. 畦畔草・除染困難地の牧草について

畦畔草・除染困難地の牧草を利用したい時

酪農経営体	肉用牛経営体
毎年度、番草ごとに検査し、利用の可否を判断します。	毎年度、1番草を検査し、利用の可否を判断します。50Bq/kg超過の場合には、2番草以降も検査を行います。

農協・酪農協を通じて、県の放射性物質検査を受けてください。

サンプリング方法	刈取り後の草を乾かして1cm程度に細断し、ビニール袋に400~500g程度入れ、検査申請書と一緒に農協・酪農協等に提出してください。
----------	--

宮城県北部家畜保健衛生所 指導班

大崎市古川旭四丁目1-1 大崎合同庁舎3階

TEL: 0229-91-0729 FAX: 0229-91-0220

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-kaho/index.html>